

(提供書面)

第10期 (平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、平成22年3月31日現在、当行、子会社213社（うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社等の連結される子会社及び子法人等125社、非連結の子会社及び子法人等88社）及び関連法人等22社（持分法適用会社。日盛金融控股股份有限公司等）で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

(銀行業務)

当行の本店のほか国内支店、一部の子会社及び子法人等並びに一部の関連法人等（持分法適用会社）において、預金業務、債券業務、貸出及び債務保証業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、証券化業務、クレジットトレーディング業務、ノンリコースファイナンス業務、M&A業務、企業再生業務、コンシューマーファイナンス業務及びコマースファイナンス業務などを行っております。

(証券業務)

国内子会社の新生証券株式会社において、証券化業務、債券引受販売業務などを行っております。

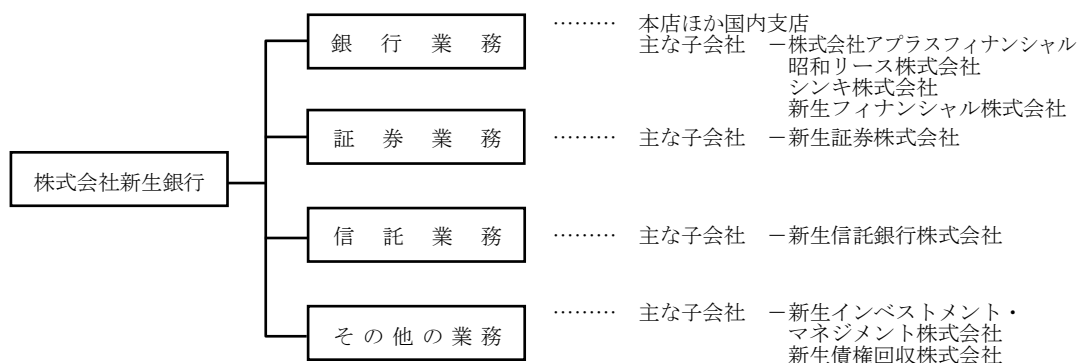
(信託業務)

国内子会社の新生信託銀行株式会社において、金銭債権信託業務、有価証券信託業務、特定金外信託業務などを行っております。

(その他の業務)

国内子会社の新生インベストメント・マネジメント株式会社において、投資信託委託業務、投資顧問業務などを、同じく、国内子会社の新生債権回収株式会社において債権の管理回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注記) 旧株式会社アプラスは、平成22年4月1日を効力発生日とする事業持株会社体制移行に伴い、同日付けで株式会社アプラスフィナンシャルに商号変更しております。

## 【金融経済環境】

当事業年度は、平成21年3月にバブル後最安値となる7,000円台を記録した日経平均株価が、平成21年6月には1万円台を回復するなど、日本のみならず世界全体で危機からの回復を図る年となりました。しかし、回復の足取りは決して順調なものとはならず、11月には終値で14年ぶりとなる1ドル=86円台の円高となり、日経平均株価も再び1万円台を割るなど、景気に関する不透明感は依然として残っています。海外においても、11月にドバイワールドの債務繰延返済要請が発表され、いわゆるドバイショックとして信用懸念が表面化したほか、年明けにはギリシャやポルトガルなどで、国家財政への懸念から国債が売られるなど、回復過程にある中で、なお解決すべき課題が多くある状況にあります。

この間、わが国では政権の交代が起こり、政治・経済両面での改革を推し進めてきていますが、国内外での景気悪化懸念が高まる中、11月の月例経済報告でデフレ宣言を行いました。これに呼応して、日本銀行においても低金利政策の継続・拡充を行うなど、景気の本格的な回復にはなお時間を要するとの認識が示されています。

このような日本銀行による金融緩和策を背景として、短期金利は低下し、代表的な指標となるLIBOR6ヶ月金利は平成21年3月末と比べて0.3%以上低下しました。一方で、10年以上の長期金利は株式市場の回復に伴って横ばいないし上昇したため、長短金利差は拡大しました。これまでの各種政策を通じて金融事情は徐々に改善しており、今後はこの改善傾向が定着するかが注視されています。また、今般の金融危機を教訓として、バーゼル銀行監督委員会では金融機関に対する規制、監督、リスク管理のあり方の見直しに着手しています。

## 【企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果】

当行は、法人のお客さま向け銀行業務やリース業務を担う法人・商品部門と、個人のお客さまへのリテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門において、グループ全体で、幅広い金融商品・サービスを、お客さまの視点に立って、より効率よく、迅速に、提供できるよう努めております。

### （法人・商品部門）

法人・商品部門では、大企業から中堅企業を中心とした事業法人、地域金融機関をはじめとする幅広い金融法人、公共法人のお客さまに対し、伝統的な法人向け金融商品・サービスに加え、お客さまを担当するリレーションシップ・マネージャー（営業担当）と金融商品・サービスの専門家（商品担当）が協働しながら、革新性や機動性を活かした付加価値の高い金融商品・サービス・ソリューションのご提供に取り組んでおります。

当事業年度は、米国・欧州経済に加え、日本経済においても景気回復の兆しをみせる中、お客さまの声に今まで以上に注意深く耳を傾け、適切にリスク管理を行いながら、お客さまのニーズに応える商品・サービスを提供する、という基本に立ち返り、業務を運営してまいりました。自己勘定による海外投融資などのリスク資産削減を引き続き実施すると同時に、事業法人部署の改編、中小企業向け取引推進のための部署の新設、法人向け銀行業務における各ビジネスの見直し、リスク管理態勢の再構築などに努めてまいりました。一方、国内不動産関連投資や、不動産ノンリコースファイナンスに対して、経済環境や市場の変化に対応した評価損の計上や引当金の大幅な積み増しを実施するなど、法人・商品部門においては、当事業年度において、リスク資産への更なる手当てを可能な限り実施いたしました。また、平成22年3月にはインドにおけるアセットマネジメント子会社を譲渡することにつき買い手と合意するなど、経営資源の戦略的な再配分に努めております。

法人向け銀行業務の中心のひとつである貸出については、収益性と資産の質に留意しながら、お客さまのニーズにお応えするよう努め、不良債権の購入・回収・売却を行うクレジットトレーディングについては、国内においては堅調な実績を積み上げてまいりました。また、昭和リース株式会社においては、引き続き業務の効率化に努めるとともに、動産一括処分など収益拡大に向けたビジネス展開も積極的に推進しているところです。

当行といたしましては、こうした取り組みなどを通じて、厳しい環境を乗り越え、当行の本来持つ強みを活かした法人向け業務を行ってまいりたいと考えております。具体的には、伝統的な銀行業務以外においても、資産の証券化、不動産ファイナンス、クレジットトレーディングなどのプリンシパル・インベストメント、アドバイザリー等で培ってきた実績と経験を引き続き活かしながら、お客さまの多様なニーズに応えてまいります。

### （個人部門）

銀行本体のリテールバンキング業務と子会社を通じたコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門では、600万人以上のお客さまに対して革新的なソリューションを提供しております。

リテールバンキング業務では、預金を中心とした運用に限らぬより多様な資産運用へのお客さまのニーズにお応えするために、引き続き各種預金・投信・保険商品等幅広い金融商品を提供するとともに、住宅ローンをはじめとしたローン商品の提供にも積極的に取り組んでまいりました。利便性の高いインターネットやコールセンターといったリモートチャネルを通じた商品・サービスの拡充を図ると同時に、費用効率の高い小型店舗で、専門スタッフによる資産運用相談サービスを提供する「新生コンサルティングスポット」を首都圏、関西圏を中心に増設する等、一部店舗の改廃を実施しながら、お客さまのニーズにより適切にお応えできるようネットワークチャネルの充実・拡大を図っております。

このような施策の結果、当事業年度、リテールバンキング業務の業績は順調に推移するとともに、顧客基盤も引き続き拡大いたしました。総合口座「PowerFlex」（パワーフレックス）の口座数は平成22年3月末には従来からの口座を含め250万口座を超え、当行の安定的な資金調達基盤である個人預金残高は、同3月末現在で5兆3,000億円を超えるとともに、仕組預金、年金、保険投資商品を含む個人預り資産残高全体で同3月末現在、6兆3,000億円を超えました。また、住宅ローンについても、手数料無料の自動繰上返済機能や貸越サービス、さらに柔軟性の高い商品設計などが評価され、「パワースマート住宅ローン」の取扱いも堅調に推移しております。

一方、消費者金融ファイナンス業務においては、当事業年度、市場の縮小を受けた営業資産の減少と利ざやの低下が続く中、平成22年6月の改正貸金業法の完全施行を前に、過払利息返還に対する手当として株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」）、株式会社シンキ（以下「シンキ」）において、利息返還損失引当金を大幅に積み増すなど、大変厳しい業績となりました。なお、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）については、過払利息返還請求を受けるリスクのある取得資産のうち相当な部分について、GEによる損失補償が付与されており、リスクは限定的となっております。

このような環境下、消費者金融ファイナンス業務については、引き続き当行グループとしての収益力・競争力の向上に向けた施策を講じております。平成21年9月には、連結子会社であるシンキの完全支配化手続が完了し、平成22年3月には、シンキを新生フィナンシャルの子会社とするなど、より一体的な業務運営を行う態勢を整えました。また、連結子会社であるアプラスフィナンシャルが、事業持株会社へ移行（平成22年4月1日付）するのに先立ち、平成22年3月には同社に対する当行出資比率の引き上げを行い、当行の同社に対する姿勢をより明確にし、業務の再編、見直しをさらに推進することいたしました。当行は、今後とも、当行消費者金融ファイナンス業務の効率性の向上、競争力の強化に、当行の強みであるITシステムを活用しながら取り組んでまいります。

#### （財務基盤）

平成21年10月に、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社が、当行グループのTier I資本の強化を図るため、国内において総額90億円の優先出資証券を発行いたしました。また、平成21年12月には、多様化する個人のお客さまの運用ニーズに応えるとともに、当行グループの資本調達手段の多様化を図るべく、国内の個人投資家を主な対象とする劣後特約付社債を50億円発行いたしました。平成22年3月末においては、既述の資本政策に取り組んだことに加え、リスク資産の削減に徹底的に取り組んできた結果、当事業年度が赤字決算とはなりませんが、自己資本比率については8.35%と前事業年度末比横ばいの水準を確保し、Tier I比率については6.35%と、同比若干改善いたしました。

#### （あおぞら銀行との経営統合の見合わせ）

当行は、平成21年7月1日に株式会社あおぞら銀行と対等比率による両行の合併に向けた、Alliance Agreement（統合契約）に調印し、それ以降両行で協議を続けてまいりましたが、平成22年5月14日に開催した取締役会での決議により、当該統合契約を解消することいたしました。

#### （業績）

以上のような事業の経過のもと、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。なお、連結子会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載しております。

#### （概要）

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は11兆3,767億円（前連結会計年度末比5,724億円減少）となりました。主要な勘定残高といたしましては、預金・譲渡性預金が6兆4,753億円（同比2,032億円増加）で、債券は4,837億円（同比1,918億円減少）、貸出金につきましては5兆1,637億円（同比7,131億円減少）となりました。

損益面では当連結会計年度の経常収益は5,663億円（前連結会計年度比353億円減少）、経常費用は6,390億円（同比1,259億円減少）となりました。この結果、連結経常損失は726億円（前連結会計年度は連結経常損失1,633億円）となり、特別利益347億円、特別損失851億円、法人税等15億円（損）、法人税等調整額67億円（損）、少数株主利益88億円（損）等を加えた連結当期純損失は1,401億円（前連結会計年度は連結当期純損失1,430億円）となりました。

## 【企業集団が対処すべき課題】

当行グループは、当事業年度において、お客さまのニーズに徹底的に応える、という基本に立ち返る姿勢で業務に取り組む一方、早期の収益力回復に向け、ノンコア業務に対する適切な対応、リスク資産に対する保守的な手当てを実施いたしました。今後とも、収益力の回復に向け、以下のとおり各種戦略施策、体制の強化に取り組んでまいります。

1. お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上  
当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、最新のITを活用した柔軟性の高いシステム基盤を活用し、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。今般、新たに、法人ならびに個人のお客さま向けのビジネスへの注力を柱とする「中期経営計画」を策定し、まずは営業基盤の再構築と、財務基盤の強化に取り組んでまいります。

### (法人・商品部門)

お客さまの、従来からのニーズの中心である、貸出などのベーシックバンキング、適切なリスク・リターン水準を確保しながら取り組む不動産ノンリコースローン、お客さまとの取引を中心としたキャピタルマーケット、金融環境の変化を捉えながら取り組むクレジットトレーディングなどのプリンシパル・インベストメント、企業の合併・買収などの仲介をするアドバイザーなど、対顧客業務と当行が強みをもち、差別化可能な業務をコア業務として積極的に展開すると同時に、自己勘定による投融資などをノンコア資産として圧縮し、法人・商品部門全体の収益力の回復に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、中堅企業に加え中小企業との取引も推進し、顧客基盤拡大を図ります。また、公共法人との取引拡大や、地域金融機関との連携といった金融法人取引の分野もより一層の充実を図り、従来以上に営業担当と商品担当が協働しつつ、付加価値の高い金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

### (個人部門)

リテールバンキング業務においては、お客さまのライフステージにあわせた資産運用商品・ローン商品の提供力の強化になお一層取り組むと同時に、個人のお客さまの金融取引・商品に係わるニーズに対し、あらゆるチャネルを通じて適切に対応できる提案力を強化してまいります。また、法規制の変更、市場の縮小、業界再編等、厳しい事業環境にあるコンシューマーファイナンス業務については、グループ子会社間の経営資源の有効活用やITを最大限に活用した経費構造の見直しと適切な与信費用管理に加え、リテールバンキング、子会社間の垣根を越えた、個人向け金融サービスのシームレスな展開と幅広い商品・サービスの提供により、真に信頼される個人向け総合金融サービスの確立へ向けて着実に施策を実行してまいります。

2. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「パーゼルⅡ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的內部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。

当行は、委員会設置会社として、取締役会に加えて指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置し、経営の監督にあたるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲する経営体制を採用してまいりましたが、第10期定時株主総会での決議を前提として、監査役会設置会社に移行する方針です。監査役会設置会社への移行により、組織の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行および取締役会から独立した監査役及び監査役会に監査機能を担わせることで、経営判断の機動性を確保しつつ業務執行を適切に行うガバナンス体制を確立してまいります。

当行グループは、前事業年度末から適用の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化と、監査機能の充実を図るとともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭にいたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

3. 経営健全化計画の達成

当行は、当事業年度においては、国内不動産ポートフォリオをはじめリスク資産の処理を積極的に行ったことによる損失処理により、単体実質業務純益は209億円と経営健全化計画の目標数値を上回ったものの、単体当期純損失は476億円となり、同計画の目標数値を大幅に下回った結果となりました。平成19年6月には平成19年3月期決算が経営健全化計画の収益目標を大きく下回ったことから業務改善命令を金融庁から受け、さらに平成21年3月期においては、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスフィナンシャルに対

する投資有価証券の減損処理などから、収益実績が経営健全化計画の目標値と大幅に乖離したことにより、平成21年7月にも金融庁から業務改善命令を受けました。公的資金による資本注入を受けている銀行としまして、2期連続で経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であります。修正計画を提出する予定ではありますが、今後は新たな経営健全化計画の達成に向けて、より一層、ガバナンスの強化、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいり所存でございます。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(注記) 3. については、子会社等を含まない記述となっております。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成18年度 (第7期)	平成19年度 (第8期)	平成20年度 (第9期)	平成21年度 (当期)
連結経常収益	5,600	5,935	6,016	5,663
連結経常利益 (△は連結経常損失)	231	112	△1,633	△726
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	△609	601	△1,430	△1,401
連結純資産額	9,332	9,652	7,674	6,349
連結総資産	108,376	115,257	119,491	113,767

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 連結当期純損益につきましては、世界的な経済環境の悪化及び金融市場の混乱を受けた平成20年度の連結当期純損失1,430億円に対し、平成21年度(当期)におきましても、引き続き厳しい経済環境の中、株式会社アプラスフィナンシャルに対する投資に係るのれんの減損や不動産向け与信を中心に貸倒引当金の繰入を実施したことなどから連結当期純損失1,401億円となっております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成18年度 (第7期)	平成19年度 (第8期)	平成20年度 (第9期)	平成21年度 (当期)
預 金	54,714	58,651	68,974	68,244
定期性預金	29,380	35,329	44,517	44,275
その他	25,334	23,321	24,457	23,969
債券発行高	7,039	6,631	6,767	4,875
利付債券	7,039	6,631	6,767	4,875
割引債券	—	—	—	—
社債	5,624	5,199	4,024	3,425
貸出金	50,752	53,563	51,680	47,328
個人向け	5,669	8,173	8,683	8,907
中小企業向け	22,691	21,358	20,325	19,091
その他	22,391	24,031	22,671	19,329
特定取引資産 (トレーディング資産)	2,841	2,751	3,260	2,110
特定取引負債 (トレーディング負債)	873	2,037	3,160	1,766
有価証券	20,620	23,003	26,260	36,745
国債	7,472	6,453	12,042	23,615
その他	13,147	16,549	14,217	13,129
総資産額	87,289	95,486	107,134	104,885
純資産額	6,588	7,327	5,648	5,559
内国為替取扱高	311,040	405,859	320,737	306,443
外国為替取扱高	百万ドル 11,559	百万ドル 11,417	百万ドル 11,090	百万ドル 7,421
経常利益 (△は経常損失)	百万円 47,146	百万円 32,528	百万円 △164,860	百万円 △44,205
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円 △41,960	百万円 53,203	百万円 △157,048	百万円 △47,644
1株当たりの当期純利益 (△は1株当たりの当期純損失)	円 銭 △32.14	円 銭 34.46	円 銭 △79.96	円 銭 △24.26

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。  
3. 債券発行高の減少は、法人向け募集債の発行減少によるものです。  
4. 社債の減少は、劣後社債の買入消却によるものです。  
5. 貸出金の減少は、非居住者法人向け貸出の減少によるものです。  
6. 特定取引資産の減少は、金融派生商品などが減少したことによるものです。  
7. 特定取引負債の減少は、金融派生商品などが減少したことによるものです。  
8. 有価証券の増加は、国債の増加によるものです。  
9. 税引後当期純損益につきましては、世界的な経済環境の悪化及び金融市場の混乱を受けた平成20年度の当期純損失1,570億円に対し、平成21年度(当期)につきましても、引き続き厳しい経済環境の中、不動産向け与信を中心に貸倒引当金の繰入を実施したことなどから、当期純損失476億円となっております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末					前 年 度 末				
	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計
使用人数	人 4,976	人 94	人 68	人 978	人 6,116	人 5,984	人 137	人 72	人 813	人 7,006

(注) 使用人数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業務

① 当行の営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道・東北地区	2	(-)	2	(-)
関東地区 (うち東京都内)	24 (16)	(5) (2)	21 (16)	(2) (2)
中部地区	2	(-)	2	(-)
近畿地区	9	(4)	5	(-)
中国・四国・九州地区	3	(-)	3	(-)
国内計	40	(9)	33	(2)
海外	-	(-)	-	(-)
合計	40	(9)	33	(2)

(注) 当年度末において店舗外現金自動設備を139か所設置しております。

② 当行の当年度新設営業所

営業所名	所在地
梅田支店千里中央出張所	大阪府豊中市新千里東町1-3
梅田支店西宮北口出張所	兵庫県西宮市高松町3-32
難波支店堺東出張所	大阪府堺市堺区南花田口町2-3-20
梅田支店阪急梅田出張所	大阪府大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル1階
横浜支店鎌倉出張所	神奈川県鎌倉市御成町10-5
銀座支店	東京都中央区銀座5-8-1
ららぽーと支店津田沼出張所	千葉県船橋市前原西2-21-1
池袋支店川口出張所	埼玉県川口市川口1-1-1
渋谷支店自由が丘出張所	東京都目黒区自由が丘2-11-5

③ 銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

ロ. 銀行業務(上記イ.を除く)

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
株式会社アプラスフィナンシャル	東京本部	東京都新宿区新小川町4-1
昭和リース株式会社	本店	東京都江東区東雲1-7-12
シンキ株式会社	本店	東京都豊島区東池袋3-1-1
新生フィナンシャル株式会社	本店	東京都港区赤坂5-2-20

ハ. 証券業務

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生証券株式会社	本店	東京都千代田区内幸町2-1-8

ニ. 信託業務  
 主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生信託銀行株式会社	本店	東京都千代田区内幸町2-1-8

ホ. その他の業務  
 主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生インベストメント・マネジメント株式会社	本店	東京都千代田区内幸町2-1-8
新生債権回収株式会社	本店	東京都千代田区内幸町2-1-8

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	13,885
証券業務	28
信託業務	3
その他の業務	320
合計	14,237

ロ. 重要な設備の新設等  
 該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況  
 該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社アプラスフィナンシャル	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年10月6日	15,000	93.65	—
昭和リース株式会社	東京都江東区	リース業務	昭和44年4月2日	29,360	97.02	—
シンキ株式会社	東京都豊島区	金融業務	昭和29年12月1日	16,709	100.00 (100.00)	—
新生フィナンシャル株式会社	東京都港区	金融業務	平成3年6月3日	66,518	100.00 (0.20)	—
新生信託銀行株式会社	東京都千代田区	信託業務	平成8年11月27日	5,000	100.00	—
新生証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	平成9年8月11日	8,750	100.00	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行議決権比率の( )内は、間接所有分(内数)であります。  
 3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社及び子法人等は125社、持分法適用会社は22社であります。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。  
 都市銀行  
 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行



信託銀行  
中央三井信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社  
その他  
株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行、三浦藤沢信用金庫

2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行っております。
3. 当行は、株式会社セブン銀行と提携し、販売チャネルと商品・サービスの相互利用・協力を合意しており、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行うとともに、当行と株式会社セブン銀行による共同ATMコーナーを展開しております。
4. 当行は、以下の鉄道会社の駅構内に当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。  
東京地下鉄株式会社（東京メトロ）、近畿日本鉄道株式会社  
加えて、JR名古屋駅、JR京都駅、JR三鷹駅にも当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。
5. 当行は、ビザ・インターナショナルと提携し、海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金サービスを行っております。
6. 当行は、連結子会社である株式会社アプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「新生VISAカード」の申込み取次ぎを行っております。また、平成20年6月からサービスを開始しております「新生銀行スマートローン」について、保証会社として同社と保証委託契約を締結しております。
7. 当行は、株式会社東和銀行と業務提携を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割  
該当事項はありません。

ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの  
該当事項はありません。

ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

日付	状況			
平成22年3月16日	当行は平成22年3月16日に当行連結子会社である株式会社アプラス（平成22年4月に株式会社アプラスフィナンシャルに商号変更）のE種、F種優先株式の全て、及びG種優先株式の一部について、下記のとおり、それぞれ取得請求権を行使し対価としてアプラス株式の交付を受けることにより、当行によるアプラス普通株式の保有割合を66.4%から93.5%に引き上げました。			
	転換（取得請求権行使）の対象となった優先株式及び当行保有の概要			
		E種優先株式	F種優先株式	G種優先株式
	発行済株式総数	70,500,000株	10,000,000株	25,000,000株
	転換前当行保有株式数 （保有割合）	70,000,000株（99.3%）	10,000,000株（100%）	25,000,000株（100%）
	転換対象株式数	70,000,000株	10,000,000株	12,000,000株
転換後当行保有株式数 （保有割合）	0株	0株	13,000,000株（100%）	
交付を受けた普通株式数	589,473,684株	100,351,229株	293,398,533株	

日付	状 況
平成22年3月16日	<p>転換実施前及び実施後の当行によるアプラス普通株式の保有株数ならびに保有割合（アプラスによる自己株式保有分を除く）</p> <p>[転換前]            当行保有普通株式数（保有割合） 156,690,390株（66.4%）            発行済株式総数（平成21年12月31日時点） 235,867,570株</p> <p>[転換後]            当行保有普通株式数（保有割合） 1,139,913,836株（93.5%）            発行済株式総数 1,219,091,016株</p> <p>本件実施後の当行によるアプラス優先株式の保有株数、保有割合（アプラスの自己株式保有分を除く）</p> <p>B種優先株式 10,000,000株（100.0%）            C種優先株式 15,000,000株（100.0%）            D種優先株式 8,500,000株（60.7%）            G種優先株式 13,000,000株（100.0%）            H種優先株式 32,250,000株（100.0%）</p>
平成22年3月29日	<p>当行は平成22年3月29日に、当行連結子会社である株式会社シンキの普通株式を当行連結子会社である新生フィナンシャル株式会社に譲渡いたしました（譲渡株数8株、譲渡価格3,040百万円）。これにより株式会社シンキは新生フィナンシャル株式会社の100%子会社となりました。</p>
平成22年3月29日	<p>当行は平成22年3月29日に、インドでのアセットマネジメント事業を行う当行連結子会社であるShinsei Asset Management (India) Private Limited ならびに同社が設定する投資信託の受託会社であり同じく当行の連結子会社であるShinsei Trustee Company (India) Private Limited の2社につき、100%子会社である特別子会社を通じて保有する両社の全株式をインドの関係当局の認可を前提に株式会社大和証券グループ本社ならびに大和証券投資信託委託株式会社に売却することで両社と合意いたしました。</p>

ニ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承のうち重要なもの  
 該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状態

#### イ. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当、委員会	重要な兼職	その他
八城政基	取締役会長 指名	—	—
ラフルグプタ	取締役	—	—
J. クリストファー フラワーズ	取締役(社外) 指名 報酬	J. C. フラワーズ社 会長 エンスターグループ 社外取締役 ケスラーグループ 社外取締役 フラワーズ・ナショナル銀行 会長	—
伊藤侑徳	取締役(社外) 監査	—	—
可児滋	取締役(社外) 監査	横浜商科大学 教授	—
榎原稔	取締役(社外) 指名* 報酬	三菱商事株式会社 相談役 三菱UFJ証券株式会社 社外取締役 三菱倉庫株式会社 社外取締役 株式会社三菱総合研究所 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役	—
松本大	取締役(社外) 指名	マネックスグループ株式会社 代表取締役社長 マネックス証券株式会社 代表取締役社長 株式会社東京証券取引所グループ 社外取締役	—
長島安治	取締役(社外) 監査	弁護士 日本オーチス・エレベータ株式会社 社外取締役 いすゞ自動車株式会社 社外監査役 大阪ヒルトン株式会社 社外監査役	—
小川信明	取締役(社外) 監査	弁護士 長谷川香料株式会社 社外監査役	—
高橋弘幸	取締役(社外) 監査*	パナソニック株式会社 社外監査役 協和発酵キリン株式会社 社外監査役	—
ジョン S. ワズワース Jr.	取締役(社外) 報酬*	モルガン・スタンレー アドバイザリーディレクター マニトウ・ベンチャー パートナー シーユアン・ベンチャー 会長 ダイヴァーシファイド・クレジット・インベストメンツ 社外取締役	—

(注) \*は各委員会の委員長であります。

#### ロ. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
八城政基	代表執行役 社長 最高経営責任者	—	—
加藤正純	代表執行役 副社長	ライフネット生命保険株式会社 取締役	—
富井順三	代表執行役 副社長	—	—
マイケル クック	専務執行役 リスク管理部部門長 チーフリスクオフィサー	—	—
ダナンジャヤ デュイパディ	専務執行役 グループ最高情報責任者 金融インフラ部門長	—	—
ラフルグプタ	専務執行役 最高財務責任者財務部門長 グループフィナンシャルコントローラー コーポレート財務本部長	—	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
サンジーブ グプタ	専務執行役 個人部門長	UTI インターナショナル シンガポール プライベート リミテッド 取締役	—
サン ホー ソン	専務執行役 法人・商品部門最高責任者部門長	日盛金融控股股份有限公司 取締役 UTI インターナショナル シンガポール プライベート リミテッド 取締役	—
船山 範 雄	常務執行役 法人営業統轄本部長	—	—
中村 行 男	常務執行役 法人営業統轄本部長	—	—
藤本 和 也	執行役 法人営業本部長	—	—
本多 道 昌	執行役 法人営業本部長	—	—
松崎 孝 夫	執行役 大阪支店長	—	—
大石 滋	執行役 コンシューマーファイナンス本部長	—	—
岡野 道 征	執行役 オペレーション本部長 リテールサービス本部長	—	—
佐藤 芳 和	執行役 システム本部長	—	—
土屋 貴	執行役 アドバイザー本部長	—	—

(2) 会社役員に対する報酬等  
当該年度にかかる役員報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等	摘要
取締役	12名 (内 退任済み3名)	146百万円 (内 報酬以外の金額8百万円)	
執行役	17名	752百万円 (内 報酬以外の金額62百万円)	
計	29名 (内 退任済み3名)	898百万円 (内 報酬以外の金額70百万円)	

- (注) 1. 上記区分においては、取締役兼執行役は執行役として分類し、また執行役を兼務する取締役に取締役としての報酬は支給していません。
2. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。
3. 上記金額には、当事業年度に支給した以下の退職慰労金が含まれております。  
取締役3名 28百万円
4. 報酬委員会によって定められた取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法にかかる決定に関する方針は、次のとおりであります。
- ① 基本方針  
役員報酬は、以下の項目に基づき決定するものとする。  
・ 役員の業績  
・ 当社の収益動向  
・ マーケット水準
  - ② 取締役報酬について  
取締役報酬は定額報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の報酬により構成されるものとする。
  - ③ 執行役報酬について  
執行役報酬の目的は以下のとおりとする。  
・ 業務執行能力の高い人材の確保  
・ 当社の業績向上への然るべきインセンティブを与えること  
執行役報酬は定額報酬、業績連動報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の報酬により構成されるものとする。また、執行役には一定のフリンジベネフィットを供与することがあるものとする。なお、ここでは取締役兼執行役は執行役として分類するものとする。

3. 社外役員に関する事項  
 (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	銀行と当該他の法人等との関係
J. クリストファー フラワーズ	J. C. フラワーズ社 会長 (業務執行者)	J. C. フラワーズ社が助言を行っているファンドの投資家が、同じく同社より助言を得ている当行主要株主への投資を通じて間接的に当行に投資しています。当行は同社が助言を行っているファンドに投資しています。同社が運営するファンドの一部につき、当行は同社と助言に関する取り決めを行っています。
	エンスターグループ 社外取締役	当行とエンスターグループは、それぞれ独立に共通の投資案件に参加しているものがあります。
	ケスラーグループ 社外取締役	ケスラーグループと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	フラワーズ・ナショナル銀行 会長	フラワーズ・ナショナル銀行と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
可 児 滋	横浜商科大学 教授	横浜商科大学と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
榎 原 稔	三菱商事株式会社 相談役	三菱商事株式会社は当行の融資取引先です。
	三菱UFJ証券株式会社 社外取締役	三菱UFJ証券株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	三菱倉庫株式会社 社外取締役	三菱倉庫株式会社は当行の融資取引先です。
	株式会社三菱総合研究所 社外取締役	株式会社三菱総合研究所と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役	東京海上ホールディングス株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
松 本 大	マネックスグループ株式会社 代表取締役社長 (業務執行者)	マネックスグループ株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	マネックス証券株式会社 代表取締役社長 (業務執行者)	マネックス証券株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社東京証券取引所グループ 社外取締役	株式会社東京証券取引所グループと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況	銀行と当該他の法人等との関係
長 島 安 治	日本オーチス・エレベータ株式会社 社外取締役	日本オーチス・エレベータ株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	いすゞ自動車株式会社 社外監査役	いすゞ自動車株式会社は当行の融資取引先です。
	大阪ヒルトン株式会社 社外監査役	大阪ヒルトン株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
小 川 信 明	長谷川香料株式会社 社外監査役	長谷川香料株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
高 橋 弘 幸	パナソニック株式会社 社外監査役	パナソニック株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	協和発酵キリン株式会社 社外監査役	協和発酵キリン株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
ジョン S. ワズワース Jr.	モルガン・スタンレー アドバイザリー ディレクター	モルガン・スタンレーと当行は特定のプロジェクトでアドバイザリー契約を締結しております。
	マニトウ・ベンチャー パートナー	マニトウ・ベンチャーと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	シーユアン・ベンチャー 会長	シーユアン・ベンチャーと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	ダイヴァーシファイド・クレジット・インベストメンツ 社外取締役	ダイヴァーシファイド・クレジット・インベストメンツと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況 監査委員会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況①
J. クリストファー フラワーズ	社外取締役 9年 取締役(非常勤) 1年	当事業年度開催の取締役会15 回中13回出席	議案、審議全般において、金融に関する豊富な知識に基づき、必要な発言、助言を適宜行っております。
伊藤 侑 徳	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中全て、監査委員会13回中 全てに出席	銀行業務に関する豊富な知識と経験、他社社外監査役の経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。
可 児 滋	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中全て、監査委員会13回中 全てに出席	専門分野であるリスク管理の観点から議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。
榎 原 稔	10年	当事業年度開催の取締役会15 回中13回出席	経営者としての豊富な経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。
松 本 大	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中14回出席	金融に関する豊富な知識と経営者としての経験に基づき、議題全般において必要な発言を適宜行っております。
長 島 安 治	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中全て、監査委員会13回中 全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
小 川 信 明	常勤監査役 1年 社外取締役 10年	当事業年度開催の取締役会15 回中全て、監査委員会13回中 全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外監査役の経験に基づき、議案、審議につき発言、助言を行っております。
高 橋 弘 幸	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中14回、監査委員会13回中 全てに出席	他社監査役を含めた豊富な業務経験に基づき、また監査委員会委員長として、議案、審議全般に関し、必要な発言、助言を行っております。
ジョン S. ワズワース Jr.	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中全てに出席	豊富な業務経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。

氏名	取締役会における発言その他の活動状況②
J. クリストファー フラワーズ 伊 藤 侑 徳 可 児 滋 榎 原 稔 松 本 大 長 島 安 治 小 川 信 明 高 橋 弘 幸 ジョン S. ワズワース Jr.	当行は平成21年7月28日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び銀行法に基づき、業務改善命令を受けました。これは、平成21年3月期の当行単体決算が、経営健全化計画の単体収益目標値を大幅に下回ったことによるものです。 本命令を受けて、当行は、今後の経営戦略を明確にする業務改善計画を平成21年9月11日に提出しました。これに先立つ平成21年9月9日の取締役会において、業務の国内回帰やリスク管理、ガバナンス強化の重要性について認識を新たにした上で、業務改善計画の承認を行っております。 各社外取締役はこの業務改善命令を受ける以前より、取締役会・監査委員会等を通じて国内外の金融環境の変動等による影響、及び決算見直し等について業務執行側から報告を受けておりました。業務改善命令を受けた後は、業務改善計画の着実な実行に資する監督・監査活動を行うとともに、当行収益基盤の強化やリスク管理体制強化のために、より一層の体制強化を果たすべく、取締役会として様々な観点から議論を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の概要
J. クリストファー フラワーズ 伊藤 侑 徳 可児 滋 慎原 稔 松本 大 長島 安 治 小川 信 明 高橋 弘 幸 ジョン S. ワズワース Jr.	社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。

(4) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
社外役員 報酬等の総額等	12名 (内 退任済み 3名)	146百万円 (内 報酬以外の金額 8百万円)	—

(注) 1. 上記報酬以外の金額 8百万円は、過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に費用計上した株価連動報酬関連費用となります。  
2. 上記金額には、当事業年度に支給した以下の退職慰労金が含まれております。  
取締役 3名 28百万円

(5) 社外役員の見解

該当事項はありません。



#### 4. 当行の株式に関する事項

##### (1) 株式数

発行可能株式総数 4,000,000千株  
発行済株式の総数 2,060,346千株

(株式数にかかる注記)

株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

##### (2) 当年度末株主数

55,244名

##### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111)	322,964千株	16.44%
預金保険機構	269,128千株	13.70%
株式会社整理回収機構	200,000千株	10.18%
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113)	110,449千株	5.62%
ASTYANAX CORPORATION 380098	84,178千株	4.28%
SANTANDER INVESTMENT SA, C. CENTRAL VALORES	63,539千株	3.23%
CREDIT SUISSE SEC (EUROPE) LTD PB SEC INT NON-TR CLT	49,705千株	2.53%
MORGAN STANLEY & CO. INC	40,872千株	2.08%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	40,518千株	2.06%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,473千株	1.60%

(大株主にかかる注記)

1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (96,427千株) を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. ASTYANAX CORPORATION 380098名義の株式は、当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	第1回新株予約権	第5回新株予約権
取締役会決議日	平成16年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成16年7月1日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	9,455個	4,922個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	438個/14名	452個/12名
社外取締役の保有状況	—	150個/6名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 5,298,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,693,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	684円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個に切り上げる)に限って権利を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び各回上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成17年6月27日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	2,856個	1,287個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	394個／3名	194個／11名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,921,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 689,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成17年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年9月23日
発行日	平成17年6月27日	平成17年9月28日
発行した新株予約権の数	561個	157個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	84個／2名	108個／1名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 237,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 108,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	697円
新株予約権を行使することができる期間	平成17年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第10回新株予約権	第13回新株予約権
取締役会決議日	平成17年9月23日	平成18年5月23日
発行日	平成17年9月28日	平成18年5月25日
発行した新株予約権の数	53個	5,342個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	36個／1名	441個／15名
社外取締役の保有状況	—	150個／6名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,820,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	697円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成20年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
取締役会決議日	平成18年5月23日	平成18年5月23日
発行日	平成18年5月25日	平成18年5月25日
発行した新株予約権の数	3,027個	1,439個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	205個/2名	194個/14名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,044,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 748,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年6月1日から平成27年6月23日	平成20年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第16回新株予約権	第17回新株予約権
取締役会決議日	平成18年5月23日	平成19年5月9日
発行日	平成18年5月25日	平成19年5月25日
発行した新株予約権の数	331個	3,306個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	17個/1名	459個/10名
社外取締役の保有状況	—	70個/7名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 37,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 1,831,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円	555円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年6月1日から平成27年6月23日	平成21年6月1日から平成29年5月8日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第18回新株予約権	第20回新株予約権
取締役会決議日	平成19年5月9日	平成20年5月14日
発行日	平成19年5月25日	平成20年5月30日
発行した新株予約権の数	1,480個	2,830個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	83個／3名	635個／9名
社外取締役の保有状況	—	80個／8名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,046,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,014,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	555円	416円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年6月1日から平成29年5月8日	平成22年6月1日から平成30年5月13日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	



	第21回新株予約権
取締役会決議日	平成20年5月14日
発行日	平成20年5月30日
発行した新株予約権の数	2,081個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	37個 / 1名
社外取締役の保有状況	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 970,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	416円
新株予約権を行使することができる期間	平成20年6月1日から平成30年5月13日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等  
該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

名 称	当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	そ の 他
有限責任監査法人 トーマツ	監 査 証 明 業 務	400
	監査証明業務以外の業務	112
	報 酬 等 計	512
		監査証明業務以外の業務には、自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等が含まれます。

- (注) 1. 指定社員は手塚仙夫氏、石塚雅博氏、松本繁彦氏、鈴木順二氏の4名です。  
 2. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。  
 3. 当行及び当行子会社及びび子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当 該 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 ( 百 万 円 )	
監 査 証 明 業 務	761
監査証明業務以外の業務	116
報 酬 等 計	877

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

- イ. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
 監査委員会は、以下の各項のいずれかに該当する場合に会計監査人の解任または不再任につき審議し、解任または不再任が相当と認める場合には必要な決議を行う方針です。  
 1. 会社法第337条第3項各号の規定のいずれかに抵触する場合  
 2. 会社法第340条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合  
 3. その他会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合
- ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針  
 当行定款第34条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使していく方針であります。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

会社法第416条第1項第1号ロ及びホならびに会社法施行規則第112条第1項及び第2項に基づき委員会設置会社の取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）については、当行では「内部統制規程」及びその関連規程等に詳細を定め、取締役会において決議しており、執行役は自らの所管業務に対する内部統制システムの構築・運用義務を負うとともに、全執行役・職員がこれに従うことを義務付けております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況の検証を行うこととしております。その概略は以下のとおりです。

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第1号）  
 当行は、監査委員会の職務を補助するため監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局の責任者である監査委員会事務局部長及び同事務局所属の従業員を監査委員会の職務を補助すべき使用人（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査委員会にその業務の結果を報告する義務を負うものとしております。
- (2) 前項の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第2号）  
 監査委員会事務局は、監査委員会に直接報告を行っており各執行役及び業務執行からは独立した組織として設置されております。また職務補助者の任命・解雇・配置等人事異動については監査委員会の同意を得ることとし、監査委員会事務局部長の人事異動については監査委員会の同意を得た上で取締役会がこれを決定するものとしております。職務補助者の賃金等の改定も予め監査委員会の同意を得ることとしております。このように、監査委員会の

職務を補助すべき使用人について執行役からの独立性を確保しております。

- (3) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制（会社法施行規則第112条第1項第3号）  
執行役及び従業員は、監査委員会に対して、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか取締役会又は監査委員会が定める事項を遅滞なく、報告することとしています。かかる報告については、執行役は直接、従業員は監査委員会事務局を経由して、監査委員会に報告するものとし、原則として書面により行われるものとしています。そして、監査委員会事務局は、監査委員会又は予め指名された監査委員からの命令に従い、上記報告をなした執行役又は従業員から事情を聴取することとしております。
- (4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第1項第4号）  
執行役及び従業員は、監査委員会の監査に対して協力し、これを妨げるような行為をしてはならないとされているほか、監査委員会が必要に応じ、法律上認められる範囲内に限って当行の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。
- (5) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第416条第1項第1号、会社法施行規則第112条第2項第4号）  
執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当行は「新生銀行行動規範」を定めており、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。  
「新生銀行行動規範」においては、法規及び社内手続に違反した場合などに解雇を含む懲戒処分が課せられることがあることが規定され、役職員に対し法規及び社内手続に違反した場合の速やかな報告義務を課しております。またすべての役職員に対し、本規範を理解し遵守することを書面等で定期的に誓約・確約することを義務付けております。  
この規範の下、必要に応じた社内手続を設け、役職員の行動を詳細に規制しております。
- (6) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第112条第2項第1号）  
執行役の職務の執行に係る情報については、その保存媒体に応じ漏洩等のないよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、監査委員会の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、執行役及び従業員の職務執行に関する情報については当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。  
「情報セキュリティポリシー」では、情報を重要な資産と認識し、情報資産を適切に管理・保護することとしております。また、情報セキュリティを、情報資産をその特性に応じて適切に管理し、機密性・完全性・可用性を確保・維持することと定義し、これを実現することを目的とし、法令の遵守、必要最小限の開示原則に基づいたアクセス権限の付与、必要な体制の構築・運用、情報資産の分類・管理の実施及び教育・訓練の実施等に関して規定しております。
- (7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第112条第2項第2号）  
損失の危険の管理のため、当行は「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。  
「新生銀行リスクマネジメントポリシー」では、当行及び当行グループが抱えるリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針を定めており、そのリスク管理は「マクロアプローチ」（経営機関による資本・資源の配分と評価）と、「規格化された業務管理フレームワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制としております。具体的な「業務管理フレームワーク」として、①信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、投資リスクといったリスクの属性区分、②リスクポリシー委員会、複合リスク案件委員会、クレジット委員会、債権管理委員会、ALM/市場リスク管理委員会、新規事業・商品委員会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成・目的・使命・機能、及び③リスク管理部門の機能・役割と責任等を規定しております。
- (8) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第2項第3号）  
当行執行役は、執行役の職務権限と責任などを定めた「執行役規程」に従い、日々の業務執行を行うこととしております。  
「執行役規程」には、執行役の選任・解任の基準のほか、法令等の遵守、善管注意義務・忠実義務、競業禁止義務、利益相反行為の禁止、取締役会への報告義務、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある場合の対応、職務執行に係る情報の保存及び管理など執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。

- (9) 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第112条第2項第5号）

当行全体の経営方針やビジネスプラン及びリスク管理やコンプライアンス態勢と整合性を持った業務運営を確保するため、各子会社・関連会社の主管部を定め、主管部が各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行う体制を構築しております。そのほか、当行の子会社・関連会社の経営指導・管理は当行の「子会社・関連会社ポリシー」に従って行われます。

「子会社・関連会社ポリシー」は①子会社・関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時に当行全体の戦略や方向性との整合性確保、②当行と同レベルのリスク管理や事務の実行の指導、③子会社・関連会社としてのファイアーウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守、レピュテーションの維持、適切な内部統制の確立という子会社・関連会社の管理の3つの責務を明示し、当行グループ価値の極大化を図ることをその目的とし、主管部をはじめ行内の関連各部署の役割と責任、子会社・関連会社の責務、子会社・関連会社にかかわる当行役職員の責務、その他当行役職員の責務等、子会社・関連会社の経営指導・管理に関して規定しております。

- (10) その他

当行では、取締役会で決議された「企業倫理憲章」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに速やかに排除することを宣言しております。

以上の内部統制システムの実効性を検証するために、監査部は当行が定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を執行役社長及び監査委員会に対して報告することとしております。

#### 9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

#### 10. その他

該当事項はありません。

### 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによりのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用が可能です。  
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成22年6月22日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

### 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。)  
(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（24時間受付）

<用紙の請求等、その他のご照会> ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

以上